

秋田市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月17日

秋田市長 沼谷 純

秋田市規則第18号

秋田市職員等の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市職員等の旅費に関する条例施行規則（昭和32年秋田市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第2条第1項第2号、第19条第2項および第26条」を「第27条」に改める。

第1条の2を削る。

第2条から第11条までを次のように改める。

（用語の意義）

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

（採用による赴任に伴う旅費の支給を受ける者）

第3条 条例第2条第2号に規定する規則で定める者は、次に掲げる者とする。

(1) 市の要請により国又は他の地方公共団体その他これらに準ずる団体を退職し、引き続いて職員となった者

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める者

（旅行命令等の変更を受けた場合等における旅費等）

第4条 条例第3条第5項に規定する規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 条例第3条第2項の規定により旅費の支給を受けることができる者が、傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

(2) 条例第3条第1項および第2項第1号の規定により旅費の支給を受けることができる職員がその家族の旅行について条例第16条、第18条第1項および第19条第2項に基づく旅費の支給を受けることができる場合であって、当該家族が死亡又は傷病その他やむを得ない事情により旅行を中止し、又は変更したとき。

2 条例第3条第5項に規定する規則で定める金額は、条例第23条第2項の規定により旅費を支給する場合を除くほか、次に掲げる金額とする。

(1) 鉄道賃、船賃、航空賃およびその他の交通費（条例第12条第2項に規定する費用を除く。）（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）については、条例第9条第1項各号、第10条第1項各号、第11条第1項各号および第12条第1項各号に掲げる各費用について、当該各条および条例第6条の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻し手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額の合計額

(2) 宿泊費、包括宿泊費、転居費、着後滞在費（宿泊手当に相当する部分を除く。）および家族移転費（宿泊手当に相当する部分を除く。）については、当該各種目について条例第6条、第13条、第14条、第16条、第17条および第18条第1項の規定により計算した額と現に支払った額で所要の払戻し手続をとったにもかかわらず払戻しを受けることができない額又は所要の取消手続をとったにもかかわらずなお支払う必要がある額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額の合計額

(3) 前2号に掲げる金額のほか、手数料その他の旅行命令等の変更等に伴い支給する必要があるものとして旅行命令権者が認める額
（旅費額を喪失した場合における旅費等）

第5条 条例第3条第6項に規定する規則で定める事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 交通事故その他の条例第3条第6項に規定する者の責めに帰することができない事情

(2) 前条第1項第2号に規定する旅費の支給を受けることができる場合

における当該家族の旅行中の天災又は交通事故その他の当該職員もしくは家族の責めに帰することができない事情

2 条例第3条第6項に規定する規則で定める金額は、次に掲げる金額とする。

(1) 現に所持していた旅費額（交通手段を利用するための乗車券、乗船券、航空券等で当該旅行について購入したものを含む。次号において同じ。）の全部を喪失した場合には、その喪失した時以後の旅行を完了するため条例の規定により支給することができる額

(2) 現に所持していた旅費額の一部を喪失した場合には、前号に規定する額から喪失を免れた旅費額を差し引いた額

（旅行命令等の発令の手続）

第6条 旅行命令等の発令は旅行命令伺により、旅行命令等の変更又は取消しの発令は旅行命令変更伺により行うものとする。

2 職員が軽易な用務のため旅行をしようとする場合の旅行命令の発令は、前項の規定にかかわらず、口頭により行うことができる。

（旅行命令等の変更の申請）

第7条 旅行者は、条例第5条第1項又は第2項の規定により旅行命令等の変更を申請する場合には、その変更の必要を証明するに足る書類を提出しなければならない。

（旅費の精算に係る期間）

第8条 条例第7条第2項に規定する期間は、やむを得ない事情のため旅行命令権者の承認を得た場合を除くほか、旅行を完了した日の翌日から起算して7日以内とする。

2 条例第7条第3項に規定する期間は、精算による過払金の返納の告知の日の翌日から起算して7日以内とする。

（給与の種類）

第9条 条例第7条第4項および第25条第2項に規定する給与の種類は、秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第4号）に規定する給料、扶養手当、地域手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、管理職手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、管理職員特別勤務手当および

宿日直手当又はこれらに相当する給与とする。

(鉄道賃に係る鉄道)

第10条 条例第9条第1項に規定する規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道に類するもの

(2) 軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道に類するもの

(特別職の職員)

第11条 条例第9条第1項第5号に規定する規則で定める特別職の職員は、市長、副市長、常勤の監査委員および地方公営企業の管理者又はこれらに相当する職務にある者とする。

本則に次の13条を加える。

(船賃に係る船舶)

第12条 条例第10条第1項に規定する規則で定めるものは、海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶に類するものとする。

(航空賃に係る航空機)

第13条 条例第11条第1項に規定する規則で定めるものは、航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機に類するものとする。

(その他の交通費)

第14条 条例第12条第2項に規定する規則で定める額は、37円とする。

2 条例第12条第2項に規定する路程は、全路程を通算して計算する。ただし、第23条の規定により区分計算をする場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(宿泊費基準額等)

第15条 条例第13条に規定する規則で定める額は、条例第9条第1項第5

号に規定する特別職の職員（以下この項および第20条第1号において「特別職の職員」という。）にあっては国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）別表第2の1の表の指定職職員等の欄の額と、特別職の職員以外の職員にあっては同表の職務の級が十級以下の者の欄の額とする。

2 条例第13条ただし書に規定する規則で定める場合は、現に支払った費用の額が宿泊費基準額を超える場合であって、旅行命令権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときとする。

(1) 宿泊を伴う会議、講習会等において主催者から宿泊施設の指定があり当該宿泊施設以外に宿泊することが困難であるとき。

(2) 市長、副市長その他別に定める者に同行する職員が、これらの者と同一の宿泊施設又は近隣の宿泊施設に宿泊しなければ公務の運営上支障を来すとき。

(3) 公務の円滑な運営上支障のない範囲および条件において検索し、その結果から最も安価な宿泊施設を選択するとき。

(4) 旅行命令等を発した時には通常予見することのできない事情があるとき。

（宿泊手当の定額等）

第16条 条例第15条に規定する規則で定める1夜当たりの定額は、2,400円とする。

2 宿泊手当の額は、条例の規定により支給される宿泊費又は包括宿泊費について次の各号に掲げる場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、当該各号に掲げる額とする。

(1) 朝食又は夕食に係る費用のいずれかに相当するものが含まれる場合
前項に規定する額の3分の2の額

(2) 朝食および夕食に係る費用に相当するものが含まれる場合
前項に規定する額の3分の1の額

3 移動中に宿泊する場合の宿泊手当の額は、前2項の規定にかかわらず、第1項に規定する額とする。ただし、条例の規定により支給される鉄道賃、船賃、航空賃又はその他の交通費（包括宿泊費および家族移転費の

うちこれらに相当するものを含む。)に食費に相当するものが含まれる場合には、当該額の3分の1の額とする。

- 4 旅行者が、旅行中自宅(住所又は居所もしくはこれに相当する場所をいう。)に宿泊する場合には、前3項の規定にかかわらず、宿泊手当は支給しない。

(転居費の算定方法等)

第17条 条例第16条に規定する規則で定める方法は、次に掲げる方法とする。

(1) 運送業者が家財の運送を行う場合には、複数の運送業者に見積りをさせ、かつ、その中から最も経済的なものを選択するときに限り、当該運送に要する額を転居費の額とする方法

(2) 旅行者が宅配便又は自家用自動車もしくは道路運送法(昭和26年法律第183号)第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車その他これらに類するものを利用して家財の運送を行う場合には、当該運送に要する額を転居費の額とする方法。ただし、当該運送に要する額が運送業者に依頼したものとして前号の規定により算定した額を超えるときは、当該額とする。

- 2 前項に規定する方法による転居費の算定に当たっては、条例の規定により他の種目として支給を受ける費用その他の市費による支給が適当でない費用として別に定めるものを除くものとする。

- 3 職員又は家族が市以外の者から赴任に係る旅費の支給又はこれに相当する金額の支払を受ける場合には、前2項の規定により算定した転居費の額から当該支給又は当該支払を受ける金額を差し引くこととする。

(着後滞在費の算定方法)

第18条 条例第17条に規定する規則で定める方法は、5夜分を限度として現に宿泊した夜数に係る宿泊費および宿泊手当の合計額に相当する額を着後滞在費の額とする方法とする。

(近距離の転居に係る転居費等の制限)

第19条 同一市町村内(東京都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域内)における在勤公署の変更に伴う旅行については、市

長が特に必要と認める場合を除くほか、転居費、着後滞在費および家族移転費は支給しない。

(退職者等の旅費の細則)

第20条 条例第19条第1項に規定する規則で定める旅費は、次に掲げる旅費とする。

(1) 職員が出張のための旅行中に退職等となった場合には、出張の例に準じ、退職等となる前の職務にある者（特別職の職員であった場合には、当該者をいう。次号において同じ。）として退職等の日にいた地から旧在勤地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 職員が赴任のための旅行中に退職等となった場合には、赴任の例に準じ、退職等となる前の職務にある者として退職等の日にいた地から新在勤地に旅行するものとして計算した旅費

(遺族の旅費の細則)

第21条 条例第20条に規定する規則で定める旅費は、次に掲げる旅費とする。

(1) 条例第3条第2項第2号の規定に該当する場合において、同項の規定により旅費を支給するときは、次に掲げる旅費

ア 職員が出張のための旅行中に死亡した場合には、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地と死亡地との間を往復するものとして計算した旅費

イ 職員が赴任のための旅行中に死亡した場合には、アに掲げる旅費のほか、赴任の例に準じ、職員が死亡地から新居住地に旅行するものとして計算した旅費

(2) 条例第3条第2項第3号の規定に該当する場合において、同項の規定により旅費を支給するときは、出張の例に準じ、職員が遺族の居住地から帰住地に旅行するものとして計算した旅費（宿泊費および包括宿泊費を除く。）

2 遺族が前項各号に規定する旅費の支給を受ける順位は、条例第2条第5号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(在勤公署等以外の地を出発地又は到着地とする場合の旅費)

第22条 在勤公署（常時勤務する在勤公署のない場合又は旅行命令権者が認める場合には、住所、居所その他旅行命令権者が認める場所。次項において同じ。）又は旅行地（以下この項において「在勤公署等」という。）以外の地を出発地として旅行する場合における旅費の支給額は、在勤公署等以外の地から目的地に至る旅費の額と在勤公署等から目的地に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

2 既に旅行している者が、旅行地から在勤公署以外の地を到着地として旅行する場合における旅費の支給額は、旅行地から在勤公署以外の地に至る旅費の額と旅行地から在勤公署に至る旅費の額を比較し、いずれか少ない額とする。

（年度経過等による区分）

第23条 移動中における年度の経過、職務の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃およびその他の交通費（家族移転費のうちこれらに相当する部分を含む。）を区分して算定する必要がある場合には、年度の経過、職務の変更等の後に最初の目的地に到着するまでの分およびそれ以後の分に区分して算定する。

（委任）

第24条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

別表第1から別表第3までを削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市職員等の旅費に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に秋田市職員等の旅費に関する条例および秋田市消防団員の報酬及び費用弁償額並びにその支給方法条例の一部を改正する条例（令和8年秋田市条例第4号。以下この項および附則第4項において「改正条例」という。）第1条の規定による改正後の秋田市職員等の旅費に関

する条例（昭和28年秋田市条例第5号。以下この項および附則第4項において「改正後の条例」という。）第2条第1号に規定する旅行命令権者が改正後の条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行について適用し、施行日前に任命権者が改正条例第1条の規定による改正前の秋田市職員等の旅費に関する条例（附則第4項において「改正前の条例」という。）第3条第4項の旅行命令又は旅行依頼を發した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に任命権者が同項の旅行命令又は旅行依頼を發し、かつ、施行日以後に改正後の条例第2条第1号に規定する旅行命令権者が改正後の条例第4条第3項の規定により当該旅行命令又は旅行依頼を変更する旅行については、改正後の規則の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 改正後の規則第20条および第21条の規定は、施行日以後に退職、免職、失職もしくは休職（以下この項において「退職等」という。）となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

4 改正後の規則第4条第2項および第5条第2項の規定は、改正後の条例第3条第5項および第6項に規定する者が同条第1項、第2項および第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、改正前の条例第3条第1項から第3項まで、第21条および第22条第1項の規定により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。